

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

秩父郡小鹿野町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】 町民が適切に医療を受けられるよう慎重に国保運営を行ってまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】 医療費の動向、国保事業費納付金をみて慎重に検討してまいります。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】 必要に応じて検討してまいります

③ 第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】 医療費の動向や町民の所得状況をみて検討します。

④ 国保法77条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】 令和3年6月の地方税法改正に伴い、令和4年度から未就学児の均等割を半額に軽減するとともに、令和元年度より実施している19歳未満、第3子以降を対象として

いる多子世帯減免についても継続して実施しております。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 当町の令和5年度国民健康保険税（一般医療分）の応能・応益割合は68.451%：31.549%を見込んでおります。また、令和5年度に後期高齢者支援金等分の賦課限度額の引き上げを行い、低所得者から中間所得者層に配慮したものとしております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 令和3年6月の地方税法改正に伴い、令和4年度から未就学児の均等割を半額に軽減するとともに、令和元年度より実施している19歳未満、第3子以降を対象としている多子世帯減免についても継続して実施しております

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 当町の一般会計の財政状況は非常に厳しい状況であり、法定外繰入は国保の受益者以外の方が負担している税金が財源になっていることを鑑みると、繰入額の増額は難しいと考えております。

今後の法定外繰入額については医療費の動向、国保事業費納付金をみて決定してまいります。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】 特別会計の収支を確認し、必要に応じて基金からの繰り入れを検討します。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 すべての被保険者に被保険者証又は国民健康保険法第9条第10項の規定に基づき、特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）を郵送又は窓口で交付しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 被保険者証については、窓口留置は行っておりません。

特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）については、滞納者と相談の機会を増やすことを目的として、原則窓口で交付しており、被保険者が受け取りに来られるまでの期間、一時的に窓口で保管しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書の発行はしておりません。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理

するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】 今後の国の動向を注視し、必要に応じて検討して参ります。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】 短期保険証は1ヶ月単位での交付としていますが、個々人の事情に応じ期限が3か月までの短期保険証を交付しています。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】 納付が難しいとの申し出があった場合は、納税相談及び実態調査により個々の生活実態等を把握し、分納を行うなど実情に見合った納付をいただいております。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】 減額・免除制度の拡充については、国保会計の財政は非常に厳しい状況であり、一般会計からの法定外繰入を実施している状況の中、財源の確保は難しいと考えておりますが、近隣の市町村等の動向を参考に検討してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 他市町村の申請書を参考に検討してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 他市町村での事例を調査し検討してまいります。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】 納税相談や実態調査を実施することにより実状を把握し、納税者の実情に沿った納付方法の提案を行っております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】 給与等の全額差押えは行っておりません。法令に基づき、適切な滞納処分を行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 法令に基づき、適切な滞納処分を行うと共に、一方的な差押えではなく、まずは納税相談及び実態調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていた

くことを最優先としております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 きめ細やかな納税相談及び実態調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていただいております。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 自営業者の方などには資金繰りなどで別の財政支援制度があることから必要に応じて努めてまいります。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】 必要に応じて検討してまいります。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 小鹿野町国民健康保険条例第2条の規定により、「公益を代表する委員」を4名選出しております。また、公募につきましては、引き続き検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 引き続き委員の方から十分に意見を伺い運営に努めてまいります。また、公聴会等につきましても、引き続き検討してまいります。

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】 2013年度から本人負担を無料で実施しております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 国保町立小鹿野中央病院の人間ドックでは、胃・乳・子宮頸・肺・大腸がん検診と特定健診は年間を通じて同時に受けられます。また、特定健診（集団）では、肺・大腸がん検診の同時実施を行っています。

- ③ 2023年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 4月に対象者全員への受診勧奨通知の送付、8月及び1月に未受診者全員へ受診勧奨通知の送付を予定しております。未受診者への勧奨通知については、委託業者の分析により、個人の特性で分類し、特性に合わせた数種類の内容で送付します。他にも、今年度はWEB予約を開始し、役場の開庁していない時間帯でも予約が可能としました。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 健診は医師会や医療機関と守秘義務を記載した委託契約を取り交わし実施しております。また、特定保健指導は委託せずに実施しており、指導においてメールの活用はせず、触接面接や訪問で実施しています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】 122,900,744円

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】 今後の収支状況に応じて、活用を検討します。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の自己負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。今後の動向を注視し、検討してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】 独自の軽減措置ではないですが、施行後3年間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑制する措置を講じます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 健康状態の把握等について、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る事業を実施しております。低所得の方に限らず、医療・健診・介護情報等をもとに高齢者の健康状態を把握し、フレイル対策、介護予防、重症化予防を一体的に実施し、早期の段階からの介入・支援を実施しております。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 人生を最後まで自分の力で全うするために、令和2年度から保健事業と介護予防を一体的に実施しています。フレイルのおそれのある高齢者を把握し個別支援や若い世代からの健康教育を医療専門職が行い、通いの場では高齢者を対象に、介護予防活動（こじか筋力体操）を実施しています。また、新たに運動推進支援員（集落支援員）を依頼し、コロナ禍で孤立した高齢者に対し、運動等に関する相談や普及を行ってまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】 特定健診は無料、人間ドックは基本項目費用40,700円のうち30,000円の補助、がん検診は70歳以上の方は無料、歯科健診は広域連合の事業として、令和2年度中に75歳又は80歳に到達した被保険者を対象に無料で実施しています。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】 当町では、令和4年度から町内に居住する非課税世帯に属する高齢者に対し、補聴器を購入する際の助成を行っております。社会参加やコミュニケーションの確保、認知症予防を広く目的とするため、助成制度の創設について国等への働きかけを検討してまいります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 現在、人口減少に伴い国から地域医療構想で病床数の適正化を検討するよう指示が出ています。当地域でも人口減少が進み患者数も減少しているところです。当院の経営状況等検討し、秩父医療圏の連携強化を図ってまいりたいと思います。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 ハラスメント防止等職員の利益保護及び職務能率の維持向上を目的に、苦情相談に関する指針の策定、院内暴力・暴言対応マニュアルの整備等職員保護の対策を行い離職防止に努めています。

また、施設基準、受診状況を把握しながら、適正な人員配置に努めてまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するため、正職員と専任の会計年度任用職員2名で対応しております。新型コロナウイルス感染症自宅療養者への対応は、4人の保健師が交替で相談や支援をし、病状や介護状況によっては、保健所と連携し医療機関への協力依頼等も実施しました。新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症となりました。今後も国県からの情報収集に努め、感染状況に応じ、必要な支援を図ってまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症となりました。今後も国県からの情報収集に努め、感染状況に応じ、必要な連携・相談について努めまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症となりました。今のところ社会的検査を行う予定はありません。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症となりました。今のところPCR検査を無料で受けられる事業を行う予定はありません。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】 団塊の世代が75歳に達する2025年と団塊の世代ジュニアが65歳を迎える2040年は高齢者人口の急増と現役世代の急減が問題となっております。介護保険財政を取り巻く環境は依然厳しいものとなっておりますが、今後も国の動向に注視し、安心して介護サービスが受けられるために努力してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 1の回答と併せて、当町は県下でも高い介護保険料となっております。圏域の他市町と比較して第一号被保険者一人あたりの保険給付費は高い状況です。現在、第9期総合保健福祉計画を策定しておりますが、改定における保険料の見直しにつきましては慎重に算定を行ってまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 低所得者に対する保険料につきましては、国の規定する限度の減額幅まで実施し、低所得者の負担軽減を図っております。今後も安心して介護サービスが受けられるために努力してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用率限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 独自の助成を実施するのは難しい状況と考えております。今後も介護保険財政運営を慎重に実施してまいります。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 現在のところ、利用を抑制されている相談はありませんが、利用抑制の実態把握に努めてまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】 独自の助成を実施するのは難しい状況と考えております。必要なサービスの利用抑制にならないよう関係者との連携に努めてまいります。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 介護事業所から財政支援の相談は受けておりませんが、今後とも事業所と情報連携を図ってまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 介護事業所においては、新型コロナウイルスが5類へ移行しましたが、現在も入所者の感染防止対策にご尽力をいただいている状況と伺っております。現在、衛生材料の提供は予定しておりません。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】 新型コロナウイルスが5類へ移行したことにより、行政が関与する仕組みから個人の選択を尊重し自発的な取り組みをベースとした対応に変わりました。町として独自に対応は予定しておりませんが介護事業所と今後も情報連携を図ってまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 同規模の町村と比較すると当町には施設が多く、養護老人ホームもございます。また、包括支援センターでは利用者の状況に合わせた提案を行っております。このような状況から早期基盤整備は考えておりません。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 地域包括支援センターでは、国保町立小鹿野中央病院と保健福祉センターを核として地域の医療機関や福祉事業者等の関係機関と連携し地域包括ケアシステムを展開しております。今後も住み慣れた地域で安心して生活できよう、各関係機関と連携してまい

ります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 高齢化率の上昇に伴い介護サービスの需要が高まる一方、介護福祉従事者の離職率は高く人材確保は益々困難な状況になっていくと思われまます。介護職員の確保、資の向上・定着は全国的にも重要な課題であると認識しています。県と連携し、介護職への就労支援のPRや研修への参加促進や秩父圏域での取り組みによるフォーラムの開催など、介護従事者の確保に努めてまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】 学校では、クラス担任やフレンドリー相談員、スクールソーシャルワーカー、保健師、福祉担当による会議を開催し、現状について共通理解を図りながら今後の対応について協議を行う中で、それぞれの立場から重層的に児童生徒、家庭への支援を組織的、継続的に実施しています。日頃、児童生徒の発するサインを見逃すことのないよう共通理解を図り出席状況や学校生活での様子など注意深く見守りながら、休みがちであったり、遅刻・早退、疲労感、活力に欠ける態度、清潔感に欠けるなど早期発見、早期対応に努めています。町としては、現在施策は未整備ですが、関係課所と連携し現況の把握に努めるとともに必要な対策を検討してまいります。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】 インセンティブ交付金は事務負担の増加や制度を取り巻く財政問題の根本的な解決には繋がらないことから廃止するようその他の介護保険制度と併せて国、県へ要請してまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】 必要な要請はおこなってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】 障害者権利条約の内容等を踏まえ、障害者に対する差別解消に向けた合理的配慮に

関する内容や、当事者の意見を十分に反映させた計画の策定に取り組みます。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】 障害者地域生活支援拠点事業については、令和3年度から秩父地域自立支援協議会において基幹相談支援センターと秩父圏域1市4町で協議を進めており、令和5年度末に秩父地域に地域生活支援拠点を設置する予定となっております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 当町では、令和2年度から町内の就労継続支援事業所（前年度3月中利用者が10人未満）に対して、事業に係る経費と施設整備に係る経費について、必要な金額（利用者人数に5万円を乗じた金額及び施設整備は最高30万円まで）を補助しております。今後も事業所に対する補助事業は継続したいと考えております。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】 現在、町内には入所施設が1箇所、グループホームが1箇所あります。また、障害児が放課後等に通所を行うことができる共生型放課後等デイサービスも、令和4年5月から町内に設置しております。今後も事業所と連携を密にし、状況把握に努めてまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 高齢者や障害者がいる世帯等については、災害時に避難が困難になる恐れも高いことから、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけると共に、令和3年度から実施しているひきこもり相談支援事業において行っている訪問支援により、実態把握に努めてまいります。（高齢者の親が中高年の障害者やひきこもりの子のケア、生活面を面倒見る「老障介護」の問題は、親亡き後、子が餓死や親の死体を遺棄して親の年金を貰い続ける事件や、子が生活保護を申請する件数が急増して社会保障制度が財政的に破綻する、などの問題をはらんでいます。まさに明日にでも親が亡くなる可能性があり、子にはすぐに生死に直結する問題です。まずは老障介護の実態を把握し、できうる限りの施策を検討して参ります。）

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】 障害者施設の職員不足については秩父地域全体の課題でもあるため、秩父地域自立

支援協議会等で協議を行い、課題解決に努めてまいります。また、秩父公共職業安定所等と連携し、人材の確保に努めて参ります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 町の財政は今後も厳しい状況が続いていくと考えられ、限られた財源の中で今後 も助成を続けていくためにはある程度の制限は必要であると考えております。また、一部負担金の導入については今のところ予定はございません。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 精神障害者保健福祉手帳2級の助成対象化については、県や他市町村の動向や、障害者団体の要望なども踏まえながら検討して参ります。また、急性期の精神科への入院補助についても検討して参ります。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 二次障害について正しく理解し、障害の重度化を抑えるためにも、対象者に対する支援及び医療機関への啓発について検討して参ります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】 当町では、障害者生活サポート事業を実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 利用時間の拡大については、秩父圏域1市4町とも連携し、今後更に利用しやすい制度となるよう検討してまいります。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】 障害児の利用については、生計中心者の課税状況により差額補助を実施しております。埼玉県の補助事業になるため、障害者への利用料軽減策については県の動向等も踏まえながら、制度の改正を検討してまいります。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 福祉タクシー運営協議会での決定を受け、令和5年度から1乗車につき最大2枚までの利用が可能となっております。100円券（補助券）については、秩父圏域1市4町で連携し、更なる利便性の向上に向けて検討してまいります。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 福祉タクシー、ガソリン代支給ともに3障害共通となっており、ガソリン代支給制度については令和3年度から特定の障害児福祉サービスを利用している障害児について、等級・手帳の所持等問わずに支給対象として範囲を拡大しております。また、難病患者通院交通費支給制度については、必要な場合は介助者も支給対象となっております。制度の運用については所得制限や年齢制限は設けておらず、今後も可能な限り導入しない方向で実施してまいります。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 秩父圏域1市4町が一体となり地域間格差を是正するとともに、県への働きかけについても検討してまいります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 避難行動要支援者名簿への登録は、自力で避難することが困難な方等のほか、希望する方すべてを登録するよう努めています。

令和5年7月1日現在、町では指定避難所10箇所、指定緊急避難場所43箇所を指定施設として指定しております。

避難場所のバリアフリー化については、指定避難所で7箇所、指定緊急避難場所15箇所実施済みです。引き続き、当該施設のバリアフリー化について検討させていただきます。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 町では、小鹿野町地域防災計画により定めた福祉避難所1施設及び災害協定により確保した福祉避難所2施設を、令和4年2月15日に、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所へ指定いたしました。

当該福祉避難所については、平時、養護老人ホーム等で利用されており、避難者受入れの際には、当該施設管理者と協議の上受け入れ人数等を決定いたします。

受け入れる方の登録制については、現時点において導入する予定はございません。今後の検討課題とさせていただきます。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 現時点において、避難所以外に避難される方に対する災害備蓄品の備蓄はございません。また、そのような制度もございませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 現在町では、小鹿野町避難行動要支援者支援制度実施要綱第8条第2項の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者に対し、登録情報を提

要することができる。」と定めております。

ご質問いただいた状況の場合、その支援状況に応じた名簿の提供は可能であります。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 現在町では、台風等の自然災害並びに感染症が発生した際には、通常の組織体制とは異なる対策本部を設置して当該対応にあたることとしております。また、保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県や国に働きかけていくよう、今後検討させていただきます。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。なお、新たな新型感染症の発生があった際には、そのニーズに応じて衛生用品の供給等の対応を検討してまいりたいと存じます。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わり、入院措置を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応となりました。なお、今後においても国県からの情報収集に努め、必要に応じて医療機関に周知等を行ってまいりたいと存じます。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付け

が5類感染症となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。また、ワクチン接種について令和5年度は、自己負担なしでの接種が継続されています。現状では、国の方針に基づきワクチン接種を実施しておりますので、今後も国の動向を確認しながらワクチン接種を実施を検討してまいりたいと存じます。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。補助金の増額、継続をしてください。

【回答】 当町では、令和2年度から町内の就労継続支援事業所（前年度3月中に1日以上利用した者の人数が10人未満）に対して、事業に係る経費と施設整備に係る経費について、必要な金額（利用者人数に5万円を乗じた金額（ただし、前年度の収支不足額の1/2を上限額とする）及び施設整備は最高30万円まで）を補助しております。今後も事業所に対する補助事業は継続したいと考えております。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたく願います。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーションflat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】 埼玉県の取り組みを参考にし、障害者雇用と併せて難病患者の雇用も促進できるよう、検討してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 当町は、現在待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ

児童総数を教えてください。

【回答】 定員に達していないため、弾力化は行っていません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 少子化に伴い令和4年度から定員を減らした施設もありますので、増設は考えておりません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 必要に応じて、保育士の加配や巡回相談の対応を行っています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 現在認可外保育所が1箇所ありますが、今のところ認可への移行希望はありません。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】 おがのこども園は1学年を2クラスとし、複数の保育教諭を配置しています。おがの保育所についても2歳児は2クラスとしており、保育士配置基準以上の保育士を配置し、きめ細やかな保育の提供に努めています。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】 当町では待機児童はありません。また、昨年2月から保育施設職員の処遇改善は、公立保育施設は会計年度職員に、民間保育所は施設職員全員を対象に実施しています。今後も安心安全な保育につなげるため、環境整備に努めてまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持

った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】 保育料は所得に応じ段階的に利用負担額が決定されます。そのほか当町では第3子の保育料については完全無償化となっております。

(2) 給食費食料費（副食費）を無償化してください。

【回答】 所得に応じ副食費の免除を行っております。また、近隣市町村の動向を踏まえた上で検討してまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 立ち入り指導監督を行い、指導してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 当町では、育児休業取得による退園はありません。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 現在町内に5箇所、学区毎に学童クラブがあり、入所を必要とする子どもたちは全員入所できております。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 昨年度から放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施しております。処遇改善等事業につきましても昨年度より、公立学童クラブは会計年度任用職員に、民間学童クラブは施設職員全員を対象に実施しています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 県へ要望を継続してまいります。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】 当町では、平成29年4月から「18歳年度末」まで拡大しました。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】 他市町村の動向も踏まえたうえで検討してまいります。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答】 要望してまいります。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】 要望してまいります。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】 要望してまいります。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】 令和3年6月の地方税法改正に伴い、令和4年度から未就学児の均等割を半額に軽減するとともに、令和元年度より実施している19歳未満、第3子以降を対象としている多子世帯減免についても継続して実施しております。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】 現在もJAや農林産物直売所などを通じて、できる限り積極的に地元産食材を利用した給食の提供に務めております。また、給食の無償化については、平成21年4月より第2子以降の児童生徒を対象に、平成27年4月以降は全児童生徒を対象に完全無償化を実施しております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】 「広報おがの」で、「生活保護制度をご存じですか？」を掲載し、町民の皆様方にお知らせをしております。また、秩父福祉事務所作成の「生活保護のしおり」にて、制度の周知をしております。今後も定期的な広報紙への掲載やしおり等で、制度の周知を図ってまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】 生活保護の審査につきましては、当町では埼玉県秩父福祉事務所のケースワーカーにて行われておりますが、申請者の望まない、期待できない者への扶養照会を行わないよう、関係機関へ徹底を働きかけてまいります。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】 生活保護のケースワーク業務につきましては、当町では埼玉県秩父福祉事務所でのケースワーカーにて行われております。法令遵守がなされるよう、関係機関へ働きかけてまいります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でも

ミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】 生活保護の決定・変更通知書は、当町では埼玉県秩父福祉事務所にて作成しております。受給者等のご意見を伺いながら、わかりやすい書式にしてもらえるよう働きかけてまいります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】 町内受給者のケースワーカーは、埼玉県秩父福祉事務所の職員が行っておりますので、適切に業務が行えるよう関係機関へ働きかけてまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】 申請者の意向を無視する働きかけをしないようにするとともに、関係機関へも働きかけてまいります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】 関係機関へ働きかけてまいります。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】 民生委員からの情報提供や地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携をし、生活保護等が必要な方へは、適切な制度の利用に繋がるように努めてまいります。